

夏休み中のお願い

1. 夏休みの意義

生徒にとって夏休みは大変楽しいものですが、学校が休みになったという解放感から、生活が乱れがちになります。また、過去において、夏休み以降に生徒たちが問題行動に走り始めた例もあります。夏休みを有意義なものにするため夏休み中、次のような点に十分注意をお願いします。

- ・ 毎日の計画を立てさせ、自主的に実行させてください。
- ・ 学習計画を立てさせ、苦手な教科の克服をさせてください。
- ・ 健康の維持増進に心がけ、疾患があれば治療に専念させてください。
- ・ 家庭でしか得られない体験をする機会を、多くつくってあげてください。
- ・ 家庭での役割・仕事を与え、家族の一員であることを強く自覚させてください。

2. 「夏休みのしおり」について

学校では夏休みの過ごし方について、集会等で確認するとともに「夏休みのしおり」を生徒に配布します。規則正しい生活ができるよう、一緒に考えてあげてください。

↳ [タブレットに送信](#)

3. 事故・被害 について

毎年、全国で、夏休み中の子どもたちの事故が報道されております。子どもたちのちょっとした気のゆるみで、大変な事故になりますし、巻き込まれることもあるかもしれません。次のような点に、特に注意をお願いします。

- ・ 交通事故：自転車の二人乗り、スマホを見ながらの運転、無謀な運転。バイクや自動車の無免許運転。
- ・ 水難事故：危険な場所での遊泳。子どもたちだけで行く海水浴・魚釣り。
- ・ 痴漢・スマホなどによる被害：夜遊びや、派手な服装での外出。スマホによる出会い系サイト等へのアクセス。
- ・ 恐喝・暴行等の被害：繁華街、映画館、ゲームセンター、カラオケボックス等へ子どもたちだけで行くこと。（喫煙・飲酒・異性不純交遊・夜遊び等の非行の温床になっています。）

ミナミなどの繁華街だけでなく、布施駅周辺での子どもたちによる問題行動が発生するのではないかと心配されます。できるだけ、子どもたちだけで繁華街へ行ったり、買い物に行かないように注意してください。また、次の事についてはくれぐれも注意をお願いします。

スマホ：LINE・インスタ・TikTok・X などのSNS

電話での呼び出しによるトラブル、上記のようなSNSを通して犯罪等に巻き込まれるトラブル、悪質な手口による特殊詐欺関連トラブル、学校間(他校生)トラブルなどが多発しています。子どもたちの行動に十分注意してください。また、子どもがスマホの違法サイトを見た(実際は見えていない)として、保護者宛に数万～数十万円の金銭請求をされる被害もあります。さらに、様々な手段で、個人情報(住所や電話番号)を入手しようとする業者も現れています。くれぐれもご注意ください。

薬物乱用防止

薬物を、有償・無償問わず、他人に渡したり、他人から受け取ったり、所持したり、使用したりすると厳しく罰せられます。本人の心身の健康を台無しにするだけでなく、他人に危害を与えるなど、社会の安全をも脅かすことになるからです。どんなことがあっても、絶対に薬物に手をだしてはいけません。

夜間外出

大阪府の条例で、下記のように規定されています。

近隣の繁華街・アリオなどのショッピングモール付近・グリ下等で、午後7時以降に補導されるケースも増えています。

(1) 第24条(夜間営業を行う施設への立ち入り制限)

遊技場(ゲームセンター)、ボウリング場、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェ等への立ち入りは、下記の時間が禁止されています。

16歳未満の者 午後7時から翌日の午前5時

16歳未満の者で保護者同伴の場合 午後10時から翌日の午前5時

保護者は、通勤通学その他正当な理由がある場合を除き、夜間に青少年を外出させないように努めなければなりません。

(2) 第25条(夜間に外出させない保護者の努力義務)

16歳未満の者は、午後8時から翌日の午前4時まで(上記第24条以外の場所)

土曜夜市・夏祭り等も
要注意です!

(3) 第36条(夜間の連れ出し等の禁止)

保護者の承諾等を得ずに、夜間(上記時間帯)に青少年を連れ出し、同伴し、とどめてはいけません。(電話、メール等での呼び出しによる場合も含みます。)

違反した場合は、30万円以下の罰金

一部改正

近年、女子高校生等が接客サービスをすることを売り物とする営業形態(いわゆる「JKビジネス」)を介して、18歳未満の青少年が性被害等に遭う事例が確認されています。このため、青少年に悪影響を及ぼすおそれのある営業を「有害役務営業」として、必要な規制が盛り込まれました。(平成30年7月1日施行)

4. 問題行動防止のために

中学生は成長が著しく、心のゆれも複雑で激しいものです。常日頃から注意深く、子どもと接していると、行動の端々に非行の兆しを知ることができます。「うちの子に限って…」という過信を捨て、まずその事情や気持ちを、しっかり聞いてあげてください。(裏面の「子どものサイン発見チェックリスト」を参考にしてください。)

非行化のブレーキとなるのは、健全な家庭の雰囲気であり、子どもの生活の正しい管理です。保護者として、「子どもが[いつ・どこで・だれと・何をしている]のかを把握しておく」ことが必要です。また、普段所持しているものにも十分注意しておくことも大切です。

* 自分の子どもだけでなく、地域で変わったことがありましたら、学校へご連絡してください。
(布施中学校 ☎ 06-6728-1945)

* 被害を受けたときは 最寄りの交番か布施警察へ連絡してください。
(布施警察 ☎ 06-6727-1234 緊急の時は110番)

* 全国各地で、不審者の出没を含め、凶悪な事件が発生しています。お子さまの安全については十分心がけてください。

* 悩みの相談は、学校もしくは下記の関係機関等へ。

「いじめ・悩み110番」：06-6732-0110

「子どもの悩み相談」：06-6720-7867

「子ども見守り相談センター」：06-4309-3197

↑ 保護者向け

「児童相談所全国共通ダイヤル」：189「イチハヤク」(児童虐待通告・子育ての悩み相談等)

「子どもの悩み相談(24時間対応・子ども専用)」：0120-7285-25

「すこやかホットライン(子どもからの相談)」：06-6607-7361

「さわやかホットライン(保護者からの相談)」：06-6607-7362

など

☆子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）

夏休み中に限らず、以下の項目を参考に、お子さまの様子を観察してみてください。
当てはまる項目があり、それが度重なるようでしたら、学校までご相談ください。

項 目	○×
1. 表情が暗くなり、言葉数が少なくなった。	
2. 学校のことをあまり話さなくなった。	
3. 朝から体の不調を訴え、登校をしづむようになった。	
4. 感情の起伏が激しくなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりしたりするようになった。	
5. すり傷やあざ等を隠すようになった。（風呂に入ることや裸になることを嫌がる、自分でけがをしたという、など。）	
6. 家族と過ごすことを避け、部屋にひとりでいることが多くなった。	
7. 友だちからの電話に、暗い表情が見られるようになった。	
8. 学用品をなくしたり、壊すことが増えた。	
9. 教科書やノートに落書きをされたり、破られたりするようになった。	
10. 衣類が破れていたり、汚れていることが増えた。	
11. 食欲がなくなった。	
12. 最近、寝付きが悪かったり、夜中に何度も目を覚ますことがある。	
13. 隠語（仲間うちのみで通用する言葉）が増えたり、言葉遣いが乱暴になった。	
14. 不審な電話や嫌がらせの手紙が来るようになった。	
15. スマートフォンを欲しがる。通話料金が急増する。SNSで色々書き込みをしている。	
16. 友だちからの呼び出し電話が頻繁になる。急に外出することが増えた。	
17. 知らない友だちが訪ねてきたり、こそこそと電話や手紙のやりとりをしている。	
18. 無断外出や、夜遊び、外泊が多くなった。	
19. スマートフォン・携帯電話・インターネット等のメールを頻繁に気にするようになった。	
20. 投げやりで集中力が続かないようになった。	
21. 「引っ越しをしたい」・「転校したい」と言うようになった。	
22. 友だちへの口調が命令口調になっている。	
23. 家から品物やお金を持ち出したり、金品を要求したりするようになった。	
24. 家で買い与えた物ではない物を持っている。	
25. 家で与えた以上のお金を持っている。	
26. 服装や髪型（髪染め・ピアスなど）が派手になってきている。	
27. 嘘をつく。家族と話したり、外出することを面倒がったり、しなくなる。	